別表第３　(令達文の公文例式)

１　訓令

（１）規程形式による場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(例式第１)

（２）規程形式によらない場合　　　　　　　　　　　　　　　　　(例式第２)

２　指令

（１）行政機関が個人、団体等からの申請等に基づいて許可等の処分をする場合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(例式第３)

（２）行政機関が個人、団体等に対し、職権で命令等をする場合　　(例式第４)

（３）申請書、願書等の副本に奥書する場合　　　　　　　　　　　(例式第５)

|  |
| --- |
| 例式第１(訓令・規程形式) |
| ①  　相馬地方広域水道企業団訓令第何号  　　②  　　何々規程を次のように定める。  　 　　③  　　　（元号）何年何月何日  ②  相馬地方広域水道企業団  企業長　氏　　 　　名　　　 ④  　　　　何々規程  　　②  　　(何々)  　①　　　⑤  　第１条　何々○○○ |
| ②  　　(何々)  　①　　　⑤  　第２条　何々○○○  　　　　④　⑥  　　　　附則  　　②  　　この訓令は、（元号）何年何月何日から施行する。  　又は  　　②  　　何々規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  　　　③  　　　（元号）何年何月何日  ②  相馬地方広域水道企業団  企業長　氏　　 　　名　　　②  　　何々  　又は  　　②  　　何々規程(（元号）何年相馬地方広域水道企業団訓令第何号)は、廃止する。  　　　③  　　　（元号）何年何月何日  ②  相馬地方広域水道企業団  企業長　氏　　 　　名 |

|  |
| --- |
| 例式第２(訓令・非規程形式) |
| ①  　相馬地方広域水道企業団訓令第何号  　　②  　　何々(何々に関する件)を次のように定める。(指定する。)  　　　 ③  　　　（元号）何年何月何日  ②  相馬地方広域水道企業団  企業長　氏　　 　　名　　　　　　　②  　 ○○○○○ |

|  |
| --- |
| 例式第３(指令・申請等に基づく許可等)　その１  　　　　　　　　　　　　　契 |
| 印  　①  　相馬地方広域水道企業団指令（課名の約字）第何号  ②  令達先 住 　 所  氏名  　　②  　　（元号）何年何月何日付け（第何号）で申請のあつた何々については、  　①  　何々法（（元号）何年法律第何号）第何条の規定により、許可(承認・認可・指定)します。  　　 　③  　　　（元号）何年何月何日  ②  相馬地方広域水道企業団  企業長　氏　　 　　名 |

|  |
| --- |
| 例式第３（その２)  　　　　　　　　　　　　　　契 |
| 印  　①  　相馬地方広域水道企業団指令（課名の約字）第何号  ②  令達先 住 　 所  氏名  　　②  　　（元号）何年何月何日付け（第何号）で申請のあつた何々については、  　①  　何々法（（元号）何年法律第何号）第何条の規定により、次の条件を付して許可（承認・認可・指定）します（許可することができません）。  　　　 ③  　　　（元号）何年何月何日  ②  相馬地方広域水道企業団  企業長　氏　　 　　名　　①　③  　１　何々○○○  　①　③  　２　何々○○○  　　　 　④  　　　　（教示） |

|  |
| --- |
| 備考　（教示）については、次の教示（その１）から教示（その３）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める文言によること。なお、必要に応じて所要の調整を行うこと。    教示（その１）　処分に対して審査請求及び取消訴訟の提起の双方が認められている場合  ①  １　この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日②  から起算して３か月以内に、企業長に対して、書面で審査請求をすることができます（なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。  ①  ２　処分の取消の訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算  　②  して６か月以内に、相馬地方広域水道企業団を被告として（訴訟において相馬地方広域水道企業団を代表する者は企業長となります。）、提起することができます。（なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、その期間内であつても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）  教示（その２）　法律に処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがある場合  ①  １　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知つた日の翌日  　②  から起算して３か月以内に、福島県知事に対して、書面で審査請求をすることができます。（なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）  ①  ２　処分の取消しの訴えは、この処分についての上記１の審査請求に対する  ②  裁決を経た後でなければ提起することができません。この場合において、  処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して６か月以内に、相馬地方広域水道企業団を被告として（訴訟において相馬地方広域水道企業団を代表する者は、企業長となります。）、提起することができます。（なお、その期間内であつても、当該審査請求に対する裁決の月の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。  ②   1. 審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決が   　③  ないとき。  　(２)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。  教示（その３）　法律に処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することができる旨の定めがある場合  ①  １　この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日  　②  から起算して３か月以内に、福島県知事に対して、書面で審査請求をすることができます（なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。  ①  ２　この処分については、処分の取消しの訴えを提起することができません  　②  が、上記１の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決に対してのみ相馬地方広域水道企業団を被告として（訴訟において相馬地方広域水道企業団を代表する者は、企業長となります。）、取消しの訴えを提起することができます（なお、その期間内であつてもその裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 |

|  |
| --- |
| 例式第４(指令・職権による命令等)　その１ |
| 契 |
| 印  　①  　相馬地方広域水道企業団指令(課名の約字)第何号  ②  令達先 住 　 所  氏名 |
| ②  　何々法（（元号）何年法律第何号）第何条の規定により、  ①  何々することを命じます（何々することを禁止します）。  　　 　③  　　　（元号）何年何月何日  ②  相馬地方広域水道企業団  企業長　氏　　 　　名  　 　　　④  　　　　（教示） |
| 備考　（教示）については、例式第３備考の例によること。 |

|  |
| --- |
| 例式第４　その２ |
| 契 |
| 印  　①  　相馬地方広域水道企業団指令(課名の約字)第何号  ②  令達先 住 　 所  氏名 |
| ②  　（元号）何年何月何日付け相馬地方広域水道企業団指令（課名の約字）第何号で許可（承認・認可・指定）した何々については、何々（次の理由・何々方（  ①  （元号）何年法律第何号）第何条の規定）により、何々することを命じます（何々することを禁止します・取り消します)。  　　 　③  　　　（元号）何年何月何日  ②  相馬地方広域水道企業団  企業長　氏　　 　　名  （理由）  　①　③  　１　何々○○○  　①　③  　２　何々○○○  　　 　　④  　　　　（教示） |
| 備考　（教示）については、例式第３備考の例によること。 |

|  |
| --- |
| 例式第５(指令・奥書) |
| ①  　相馬地方広域水道企業団指令(課名の約字)第何号  　　②  　　申請のとおり(何々することを)許可(認可、承認、指定)する。  　　 　③  　　　（元号）何年何月何日  ②  相馬地方広域水道企業団  企業長　氏　　 　　名  　　 　　④  　　　　（教示） |
| 備考　（教示）については、例式第３備考の例によること。 |